

# 「慰安婦」問題とセクハラについて

2018年7月19日、今田真人

## ①「慰安婦」制度は、戦時の植民地女性の無権利状態の象徴

日本軍「慰安婦」制度は、戦時下の女性、とりわけ、植民地・朝鮮の女性の徹底的な無権利状態が背景にある。ちなみに、刑法は、内地だけでなく、朝鮮にも同じ内容が適用された（1912年3月18日、朝鮮刑事令）。『慰安婦』制度に関連する「略取及ヒ誘拐ノ罪」や、「猥褻（わいせつ）、姦淫及ヒ重婚ノ罪」が存在した。この内容は、現行刑法でも基本的に変わらない。

しかし、戦時、それを取り締まる内地警察や朝鮮警察、外務省警察は、軍の意向で本気で取り締まろうとしなかった。参政権を含め、植民地女性はみずからの権利を守る法的手段が一切なかった。

【戦前＝1907年3月改正当時＝】

第226条

帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ2年以上ノ有期懲役ニ処ス

帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買シ又ハ被拐取者若クハ被買者ヲ帝国外ニ移送シタル者亦同シ

【戦後＝現行＝】

第226条 所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、2年以上の有期懲役に処する。

第226条の二

5 所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、2年以上の有期懲役に処する。

第226条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、2年以上の有期懲役に処する。

## ②戦前の明治憲法下での女性の法的地位の低さ

### ・明治憲法下での内地女性の法的地位→

明治憲法には女性の地位についての条項がない。明治憲法下には「家制度」があり、女性の地位は非常に低い。絶対的な権限を持つ戸主のもと、結婚も戸主である父親の決定に従わなければならなかった。妻の最大の役割は、「家」の跡継となる男児を産むことだった。夫や子どもの世話はもちろん「舅」や「姑」の介護も妻の役割とされた。妻は、法的には無能力者とされた。成人男性がもつ参政権も女性にはなかった。

### ・日本国憲法下での女性の法的地位→

「前文 主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」

「第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

「第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」

# このひと

朝鮮人「慰安婦」強制連行  
の事実に向ける

今田 真人<sup>さん</sup>

●いまだ・まさと

## 1次資料に基づき吉田証言を再検証

「メディアの権力への屈服は許せない」。6月22日、東京・池袋で、フリージャーナリスト・今田真人さん(62)が自著『極秘公文書と慰安婦強制連行』の出版記念シンポジウムで、こう強調した。前田朗東京造形大学教授らが企画したもので、60人が参加した。

吉田清治氏(2000年死去)の証言などに関する朝日新聞の検証記事(14年8月5日付)は、戦時中の韓国・済州島での「慰安婦狩り」などの吉田証言を虚偽と断定し、訂正・謝罪した。しかしその根拠は公文書等の1次資料ではなく、秦郁彦氏の済州島現地調査など、学者らの見解(2次資料)だ。この検証記事は、侵略戦争と植民地支配を賛美するタカ派を勢いづかせた。

「戦中の植民地・朝鮮での暴力的な強制連行が全てなかったかのような言説が、日本中を覆ってし

まった」。今田さんは元しんぶん赤旗記者。93年、吉田氏へのインタビュー記事を同紙に執筆した。同紙は14年9月、朝日に続き、筆者に断りもなく記事を取り消し謝罪。

吉田証言は本当にうそだったのか、どうしても納得がいかない――。1次資料に基づく吉田証言の検証作業を独自に始めた。外務省の外交史料館に通うこと50回以上。戦中の労務調整令による「慰安婦」の強制連行を示す厚生省「極秘通牒」や朝鮮人女性を慰安婦動員の対象にした事実を示す朝鮮総督府の公文書などを発見し、冒頭の著書を含め合計3冊を出版した。

掘り出した公文書はどれも吉田証言とは矛盾せず、むしろ証言を裏付けるものとなった。1次資料を積み重ね、「吉田証言はまだ生きている」と力説する。(田中稔)